

第2号様式

法令適用事前確認手続 回答書

平成15年8月12日

有限会社エス・ディ・エス総合研究所
森下 隆 殿

自動車交通局貨物課長

平成15年6月30日付けをもって照会のあった件について、下記のとおり回答します。
なお、本回答は、照会に係る法令の条項を所管する立場から、照会者から提示された事実のみを前提に、照会対象法令の条項との関係のみについて、現時点における見解を示すものであり、もとより、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。

記

1 回答

照会のあった事実については、照会法令の適用対象となる。

2 当該事実が照会法令の適用対象となることに関する見解及び根拠

貨物自動車運送事業とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいい、当該行為については、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要となる。

ただし、このような行為であっても、当該運送行為が自己の生業と密接不可分であり、その業務に付帯して行われる場合は、当該運送行為が主要業務の過程に包摂しているものと認められ、貨物自動車運送事業法上の許可等を要しないこととしている。

廃棄物の運送についての現在の取扱いは、廃棄物処理業者が自ら処理施設を保有し処理まで行うものであるかどうかにより許可等の必要性の有無を判断しているところである。

照会者から提示のあった行為は、「当社請負事業で発生する産業廃棄物を元請の需要で、収集運搬費用を徴収して、有償で自社車両を用いて運搬予定である」こと、また、「中間処理施設及び最終処分施設はありません」という事実から、産業廃棄物収集運搬業の許可の有無にかかわらず、「他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する」ことに該当し、貨物自動車運送事業法に基づく許可等が必要であると判断される。

また、上記許可等を取得せず貨物自動車運送事業を営んだ場合には、貨物自動車運送

事業法第3条違反により、「3年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。」と規定（貨物自動車運送事業法第71条）されているほか、自家用自動車を使用する者に対する行政処分として、自家用自動車を使用制限又は禁止（道路運送法第81条）することができることとなっている。